

# 第1期 大山崎町自殺対策計画

令和2年3月

大山崎町



## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>- 3 -</b>
1 計画策定の背景.....	- 3 -
2 計画の位置づけ.....	- 3 -
3 計画の期間.....	- 3 -
<b>第2章 大山崎町における現状と課題</b> .....	<b>- 7 -</b>
1 大山崎町における自殺の現状.....	- 7 -
1) 自殺者数と全国・京都府との比較.....	- 7 -
2) 性別自殺者数.....	- 8 -
3) 自殺者の性別構成.....	- 9 -
4) 自殺者の年代.....	- 9 -
5) 自殺者の同居状況.....	- 10 -
6) 国・府・他市町村との比較.....	- 11 -
2 地域自殺実態プロファイルにおける大山崎町の自殺の現状.....	- 12 -
1) 本町の自殺の特徴.....	- 12 -
2) 勤務・経営関連資料.....	- 12 -
3 大山崎町の自殺対策における今後の課題.....	- 13 -
1) 本町の自殺の傾向や特徴.....	- 13 -
2) 本町の自殺対策における課題.....	- 13 -
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>- 17 -</b>
1 本計画の取り組み方針.....	- 17 -
1) 生きることの包括的な支援の推進.....	- 17 -
2) 関連施策との連携を強化した総合的な対策の推進.....	- 17 -
3) 対応の段階に応じたレベルごとの効果的な対策の推進.....	- 17 -
4) 実践と啓発を両輪とする対策の推進.....	- 17 -
2 計画の達成目標.....	- 18 -
3 生きる支援として推進する施策の考え方.....	- 18 -
4 生きる支援として推進する施策の体系.....	- 19 -
5 計画の推進体制.....	- 19 -
<b>第4章 生きる支援のための取り組み</b> .....	<b>- 23 -</b>
1 住民への啓発と周知の充実.....	- 23 -
2 自殺対策を支える人材育成.....	- 24 -
3 生きることの促進要因の充実.....	- 25 -
4 地域のネットワークの強化.....	- 39 -
<b>参考 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）</b> .....	<b>- 45 -</b>



# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

わが国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、14年連続して3万人台を推移する状況が続いていました。国は平成18年に「自殺対策基本法」、翌年の平成19年に「自殺総合対策大綱」を策定、平成24年に同大綱の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を掲げました。自殺者数は、平成22年以降減少傾向にありますが、国際的にみると日本の自殺死亡率は高く、深刻な状況が続いています。

そうした中、平成28年に「自殺対策基本法」が一部改正され、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を実施するという基本理念が明記され、地域レベルでの実践的な取組を推進するため「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

京都府においては、平成19年に京都府自殺対策連絡協議会でとりまとめられた「京都府における自殺対策のあり方に関する提言」を踏まえ、自殺対策が強化され、平成27年には「京都府自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的に推進しています。

こうした自殺の現状と国や京都府の自殺対策を踏まえ、本町でも「生きることの包括的な支援」としての自殺対策をより効果的かつ総合的に推進するために、「大山崎町自殺対策計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本町における自殺対策推進の基本的な計画となるものです。

また、国の「自殺総合対策大綱」や京都府が定める「京都府自殺対策推進計画」を踏まえ、本町の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、「大山崎町第4次総合計画」を上位計画として、「大山崎町地域福祉計画」等の関連計画とも連携を図るものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。また、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふまえ、必要に応じ計画の見直しを行うこととします。



# 第2章

## 大山崎町における 現状と課題



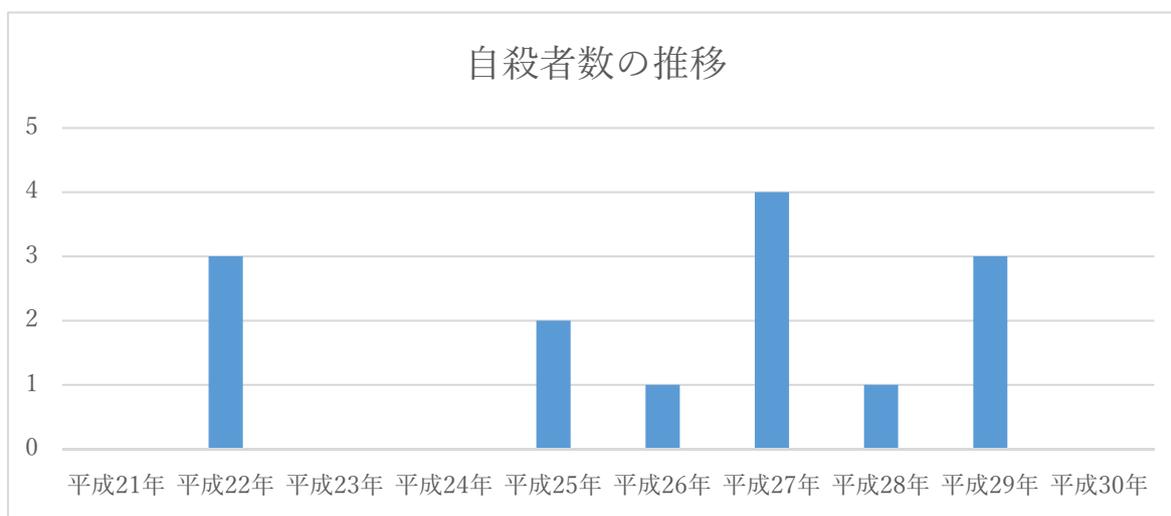
## 第2章 大山崎町における現状と課題

### 1 大山崎町における自殺の現状

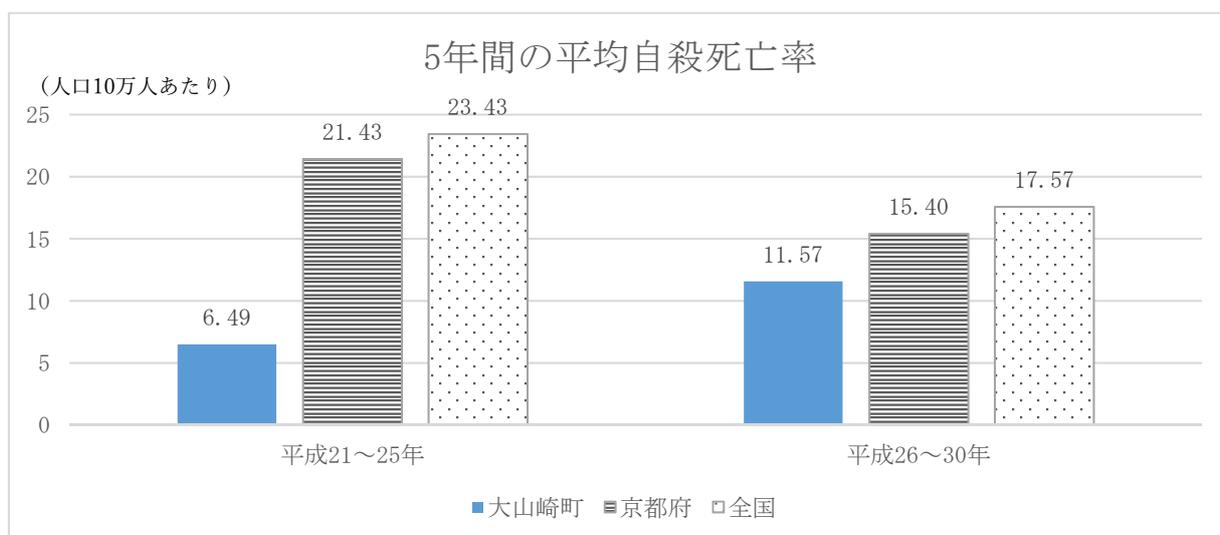
#### 1) 自殺者数と全国・京都府との比較

大山崎町の平成21年から平成30年における年間自殺者数は、平成27年の4人が最も多く、平成21年、平成23年、平成24年、平成30年は0人となっています。10年間における平均人数は1.4人となっています。

また、平成21～25年と平成26～30年の平均自殺死亡率は、全国・京都府と比べ、低い数値となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）



参考：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

(参考) 町の人口規模での自殺死亡率

全国及び京都府の自殺死亡率(10万人あたり)を町の人口規模に置き換えた5年間の平均自殺死亡率

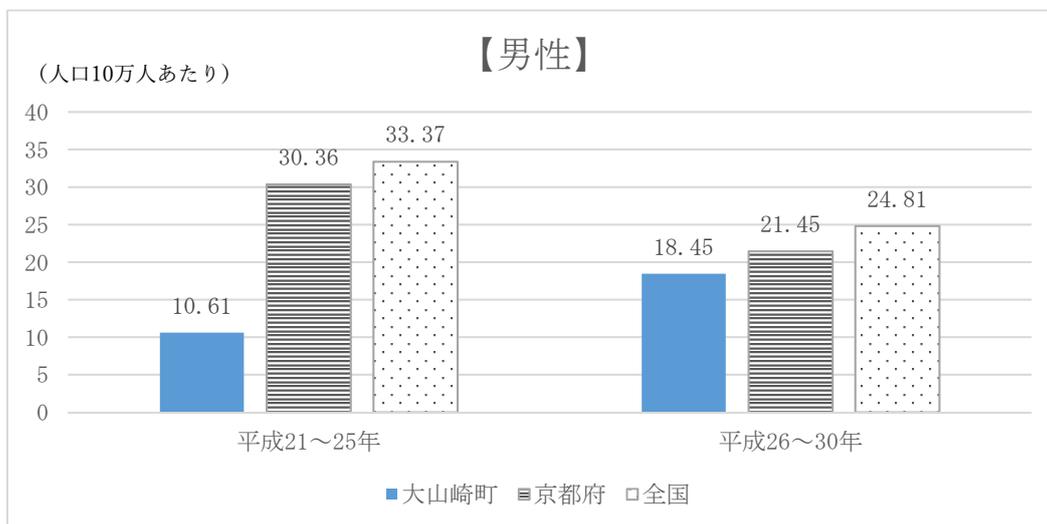
【計算式】自殺死亡率÷10万人×町人口(各年4月1日時点)

	大山崎町	京都府	全国
平成21年～平成25年	1人	3.31人	3.63人
平成26年～平成30年	1.8人	2.4人	2.74人

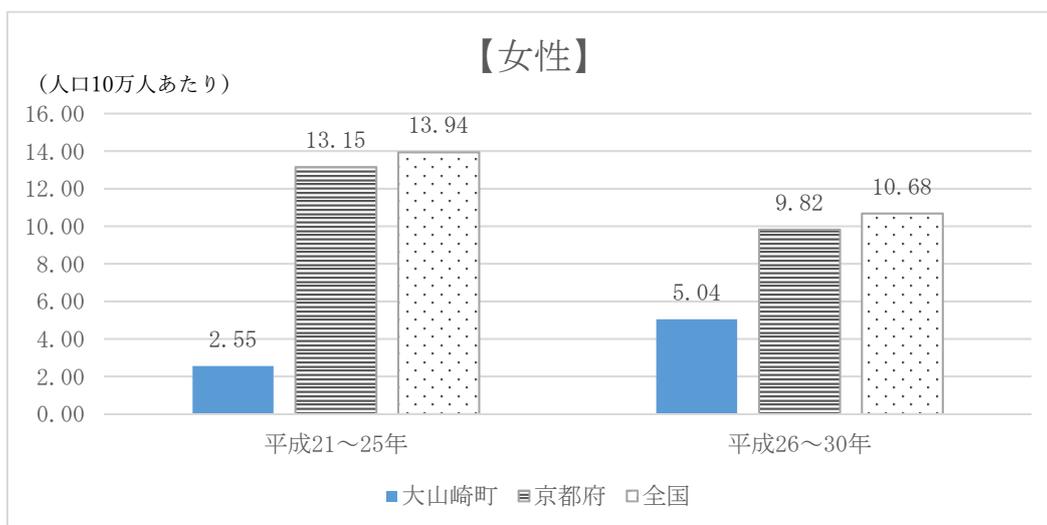
## 2) 性別自殺者数

本町の平成21～25年と平成26～30年における性別の平均自殺死亡率をみると、男性・女性ともに増加傾向となっています。また、全国・京都府の平均自殺死亡率と比べると、男性・女性ともに低くなっています。特に、女性の平均自殺死亡率は全国・京都府と比べ半数程度となっています。

### ■性別平均自殺死亡率(大山崎町、京都府、全国)



参考：地域における自殺の基礎資料(内閣府および厚生労働省)



参考：地域における自殺の基礎資料(内閣府および厚生労働省)

### (参考) 町の人口規模での自殺死亡率

全国及び京都府の自殺死亡率（10万人あたり）を町の人口規模に置き換えた5年間の平均自殺死亡率

【計算式】自殺死亡率÷10万人×町人口（各年4月1日時点）

男性	大山崎町	京都府	全国
平成21年～平成25年	0.8人	2.3人	2.53人
平成26年～平成30年	1.4人	1.62人	1.88人

女性	大山崎町	京都府	全国
平成21年～平成25年	0.2人	1.04人	1.1人
平成26年～平成30年	0.4人	0.79人	0.85人

## 3) 自殺者の性別構成

本町の平成21年から平成30年における自殺者の合計で自殺者の男女比は、男性が78.6%（11人）に対し女性21.4%（3人）となっています。

全国・京都府と比較すると、男性の割合が全国・京都府に比べ約10%高くなっています。

#### ■性別 構成割合（全国・京都府との比較）（平成21年～平成30年の合計）

	大山崎町	京都府	全国
男性	78.6%	67.6%	69.3%
女性	21.4%	32.4%	30.7%

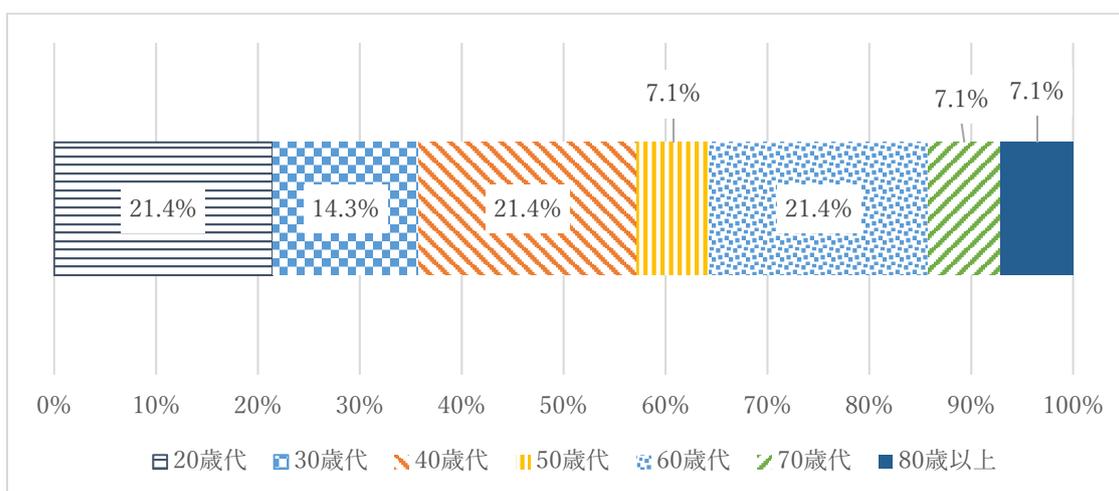
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

## 4) 自殺者の年代

平成21年から平成30年における自殺者数の年代別構成割合をみると、20歳代、40歳代、60歳代が21.4%（3人）と最も多く、次いで30歳代が14.3%（2人）となっています。

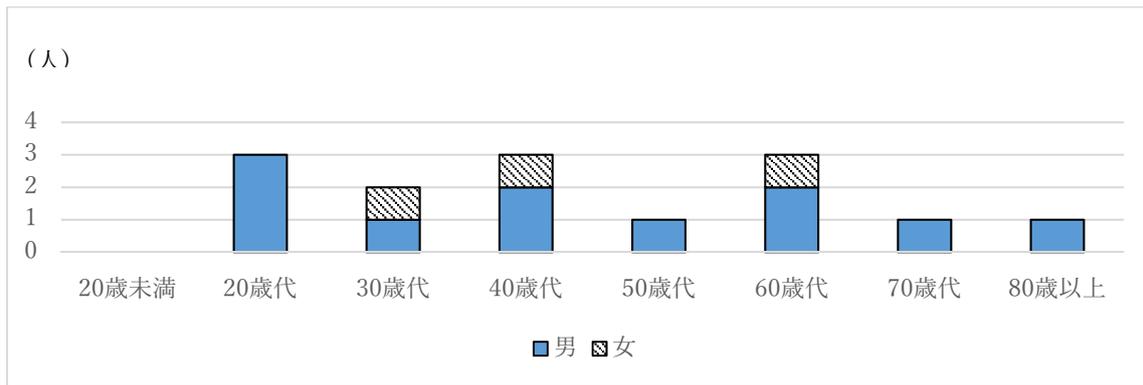
また、性年代別でみると、20歳代男性が3人と最も多くなっています。

#### ■年代 構成割合



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

■性年代別 自殺者数（平成 21 年～平成 30 年の合計）



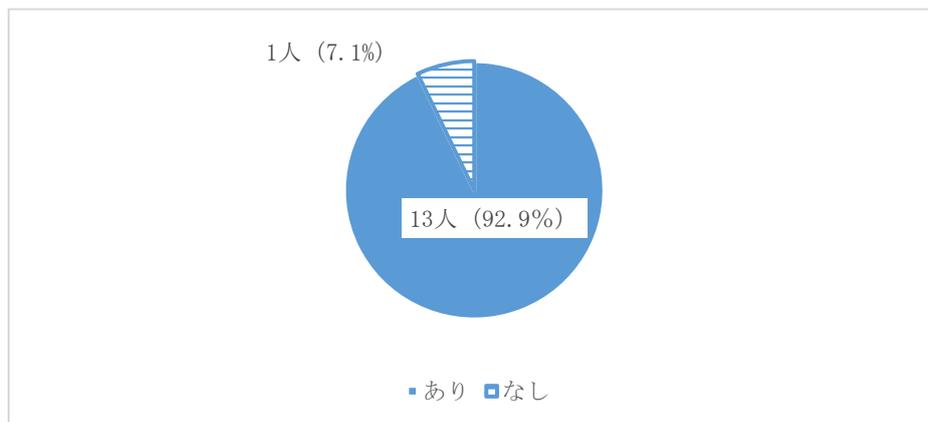
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

## 5) 自殺者の同居状況

本町の自殺者のうち 92.9%（13 人）が同居人がいる世帯となっております。

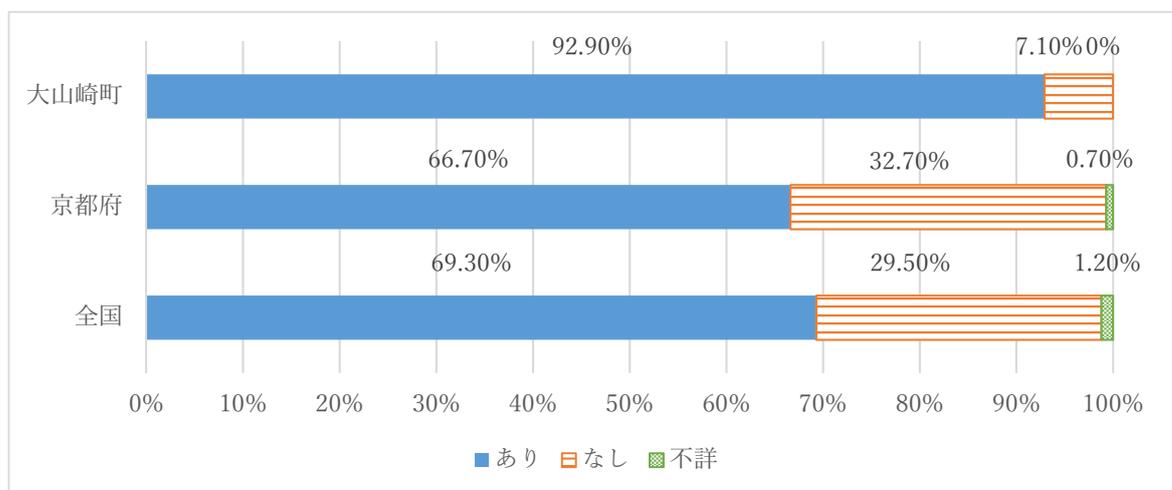
また、全国・京都府と比較して、同居人がいる構成割合が非常に高くなっています。

■同居人の有無（平成 21 年～平成 30 年の合計）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

■同居人の有無別構成割合（全国・京都府との比較）（平成 21 年～平成 30 年の合計）



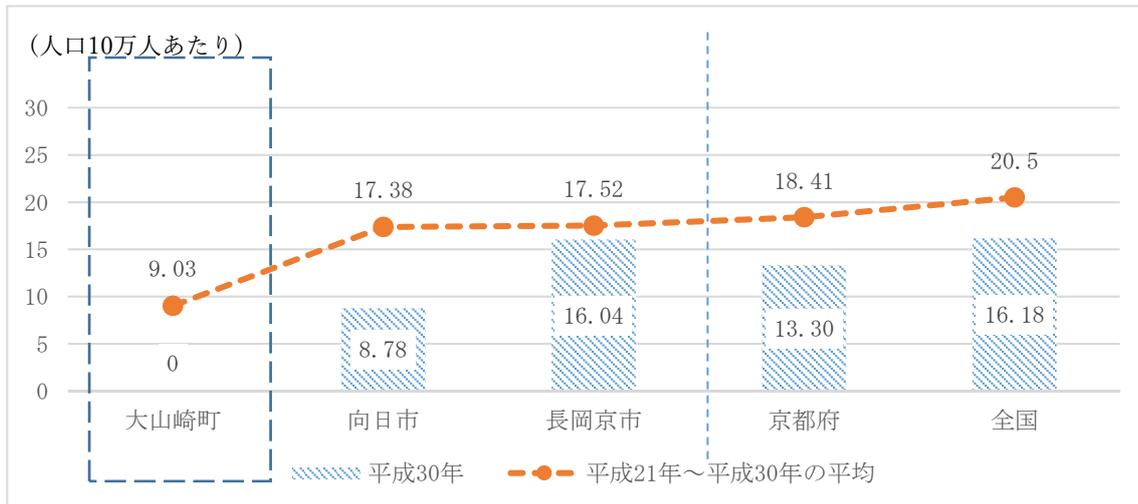
資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

## 6) 国・府・他市町村との比較

本町の平成21年～平成30年の平均自殺死亡率を全国・京都府・乙訓2市と比較すると、約2分の1に抑えることができています。

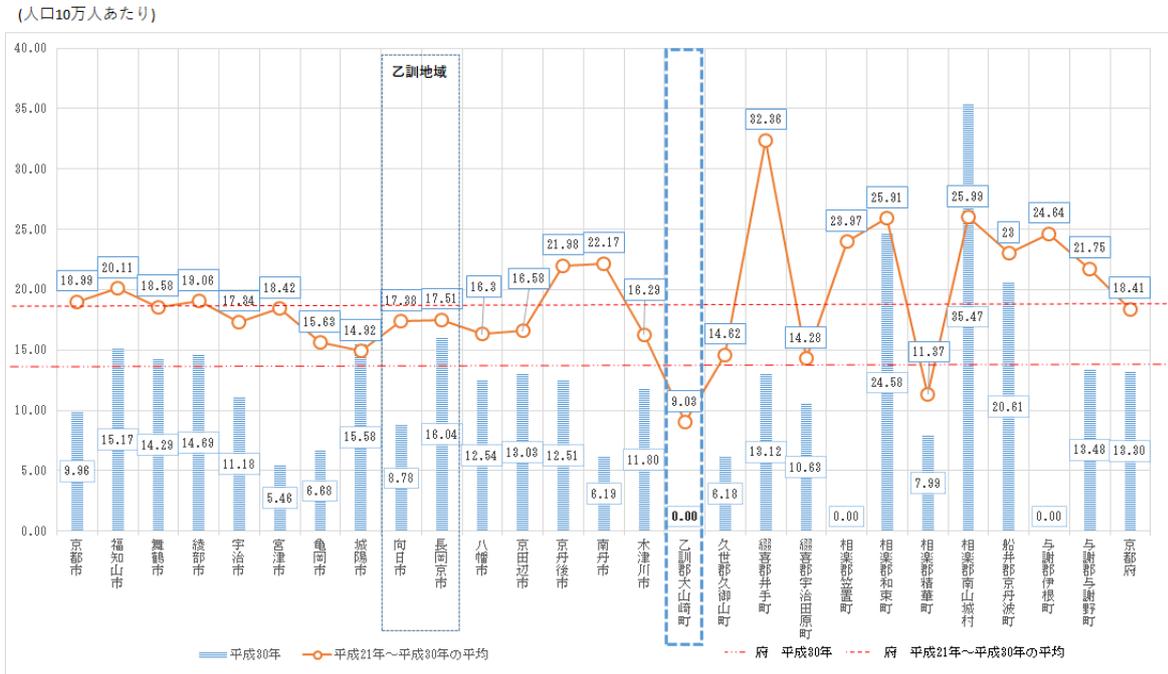
また、京都府内の他市町村と比較すると、京都府内で平成21年～平成30年の平均自殺死亡率が最も低くなっています。

### ■自殺死亡率の比較（全国・京都府・近隣との比較）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

### ■自殺死亡率の比較（京都府下）



資料：地域における自殺の基礎資料（内閣府および厚生労働省）

## 2 地域自殺実態プロフィールにおける大山崎町の自殺の現状

本項記載のデータは、国が設置する「自殺総合対策推進センター」による、自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロフィール」に基づきます。

### 1) 本町の自殺の特徴

自殺者数は、平成 25 年から平成 29 年の合計で 11 人（男性 9 人、女性 2 人）となっており、「男性 20～39 歳 有職 同居」、「男性 60 歳以上 無職 同居」のいずれも 3 人で最も多くなっています。

自殺死亡率は、「男性 40～59 歳 無職 同居」が全国に比べ高くなっています。

#### ■本町の主な自殺の特徴

上位5区分		自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)
1位	男性 20～39歳有職同居	3	27.3%	49.1
2位	男性 60歳以上無職同居	3	27.3%	44.4
3位	男性 40～59歳無職同居	2	18.2%	318.1
4位	男性 20～39歳無職同居	1	9.1%	76.5
5位	女性 60歳以上無職独居	1	9.1%	42.8

※順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計した。

#### ■本町の自殺の概要（グラフ）



### 2) 勤務・経営関連資料

本町の有職者の自殺者は 3 人であり、いずれも被雇用者となっています。

#### ■有職者の自殺の内訳（平成 25 年から平成 29 年の合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0	0.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	3	100.0%	79.7%
合計	3	100.0%	100.0%

## 1) 本町の自殺の傾向や特徴

- 平成 21 年から平成 30 年における年間平均自殺者数は 1.4 人で、平均自殺死亡率は 9.03 人（人口 10 万人あたり）となっており、平成 21 年～平成 30 年の平均自殺死亡率は全国、京都府、府内市町村と比較して、最も低くなっています。
- 男女比では、男性の自殺者の割合が全国・京都府に比べ、約 10%高くなっています。
- 自殺者の 9 割以上が、家族や親族など同居しており、全国・京都府と比較しても非常に高くなっています。
- 過去 5 年間の自殺者のうち、20～39 歳の若者世代の有職者の自殺が最も多くなっています。
- 過去 5 年間の自殺者のうち、7 割以上が無職者となっています。

## 2) 本町の自殺対策における課題

### ① 働く世代の自殺対策

事業場のメンタルヘルス対策は、労働者数 50 人以上の事業場では義務化されていますが、50 人未満の事業場では努力義務とされています。そうした小規模事業場では、従業員のメンタルヘルス対策が遅れているとも指摘されています。また、大山崎町内の事業所の約 9 割は 50 人未満であり、町内従業者の約 4 割は 50 人未満の事業所で就業しています。（平成 28 年経済センサス基礎調査）しかしながら、大山崎町内就業者の 73%が他市区町村で従業しており、町民の実態を把握しにくい状況です。（平成 27 年国勢調査）

また、本町の過去 5 年間の自殺者のうち、若者世代の有職者の自殺が最も多くなっています。次代を担う若者の自殺を予防することは重要であり、今後は、働く世代の自殺リスクの低減を図るため、勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化や窓口の情報の周知を図るとともに、労働環境を整備することも必要です。

### ② 生活困窮者の自殺対策

生活困窮者は、家族関係、失業、知的障害、精神疾患、慢性身体疾患、性的マイノリティー、借金問題など、多様な問題を複数抱えている人が少なくありません。この問題は、特定の世代だけではなく、すべての世代にあたります。

生活困窮者対策として、関係部署・関係機関が連携し、生活扶助や就労支援など包括的な支援をしていく必要があります。

### ③ 無職者・失業者の自殺対策

無職者・失業者は、退職または失業による生活苦などの経済的な問題を抱えている場合や、人間関係、健康問題など違う問題を抱えている場合もあります。

特に、本町の過去5年間の高齢者世代の自殺者はいずれも無職者となっています。介護や、配偶者の死別など複数の問題を抱えている場合も少なくありません。

自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを理解し、当事者に沿った支援を行っていく必要があります。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 本計画の取り組み方針

自殺総合対策大綱及び京都府自殺対策に関する条例等を踏まえて、本計画の基本方針を次のとおりとします。

#### 1) 生きることの包括的な支援の推進

自殺対策は生きることの阻害要因を減らす取り組みに加えて、生きることの促進要因を増やし、双方のアプローチによって自殺リスクの低下を推進する必要があります。生きる支援に関する地域のあらゆる取り組みにより、生きることの包括的な支援を推進します。

#### 2) 関連施策との連携を強化した総合的な対策の推進

自殺は、健康問題、生活困窮、人間関係の問題、地域・職場の環境の変化、家族の状況、死生観など様々な要因が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な視点が必要であり、保健、福祉、教育、労働、その他の関連分野の施策と密接な連携のもと総合的な対策に取り組みます。

#### 3) 対応の段階に応じたレベルごとの効果的な対策の推進

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、支援制度の整備を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」において、社会全体の自殺リスクの低下を推進します。様々な施策と効果的に連動させるため、関連計画や各種相談支援事業との連携や庁内での情報共有の強化を図ります。

#### 4) 実践と啓発を両輪とする対策の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが適当であるということ、また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、精神科医等の専門家に繋ぎ見守っていけるよう地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発に取り組みます。

## 2 計画の達成目標

自殺総合対策大綱において、「2026年（令和8年）までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少」させることを目標にしています。

本町では、年度によって自殺者数にばらつきがあるため、計画の最終年度における目標設定を以下のように定め、自殺に追いこまれることのないまちづくりを目指します。

本町の過去5年間（平成25年～平成29年）の自殺者数11人に対し、  
今後5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数を7人以下にする。

## 3 生きる支援として推進する施策の考え方

本計画では、自殺総合対策大綱を踏まえ、住民の身近なところで支援を行う様々な相談機関等を生かし、「生きることの包括的な支援体制」につながる施策を位置づけ、相談機関等のネットワークの構築、生きる支援や自殺対策の普及啓発、ゲートキーパー等の人材育成等に取り組んでいきます。

また、本計画に基づき推進する施策は、自殺総合対策大綱を基本に国が提示している「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本パッケージ」（基本施策）と地域自殺実態プロファイル等から勘案した本町の「重点パッケージ」（重点施策）を踏まえた内容としています。

### ●基本施策

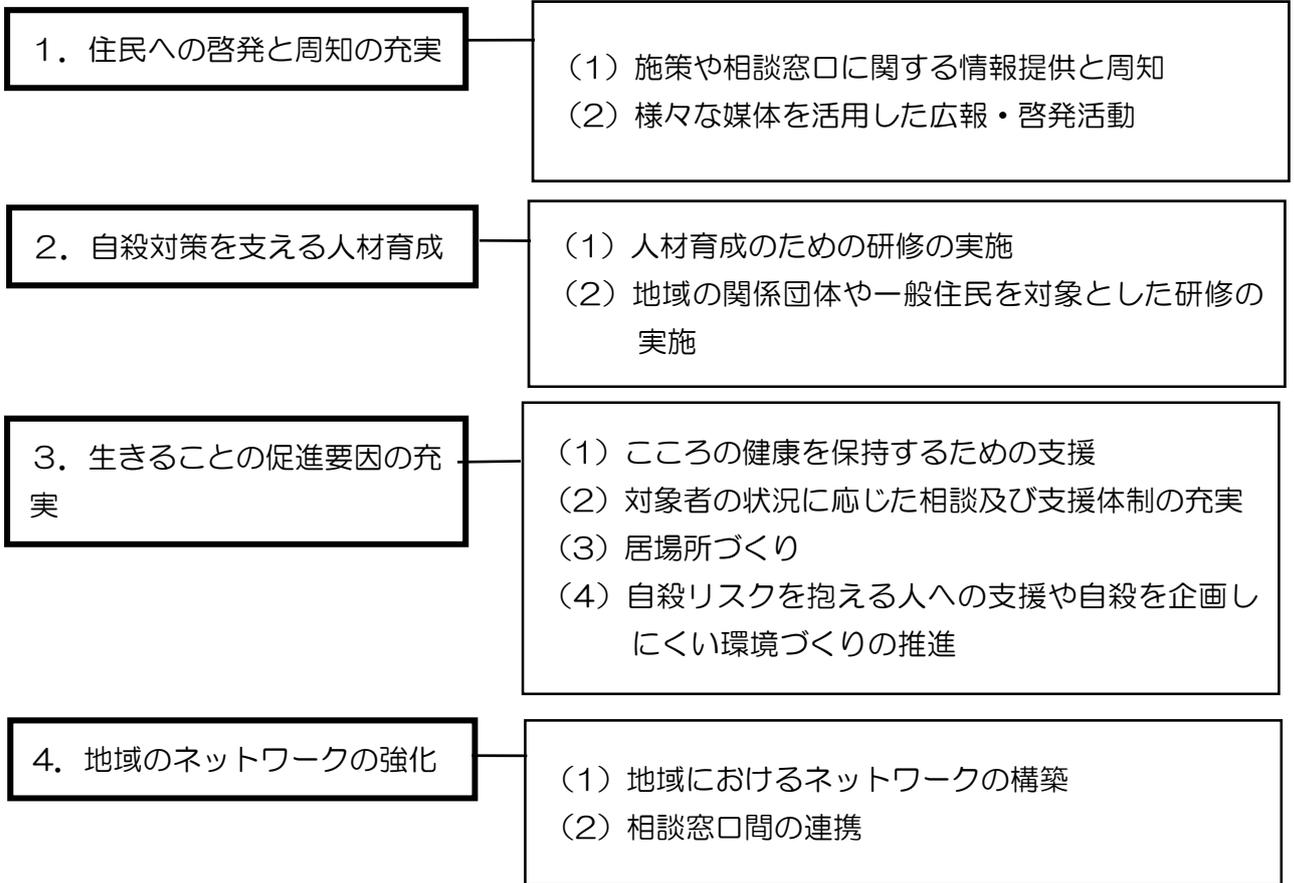
自殺総合対策大綱に基づき、地域で生きる支援施策を推進していくうえで欠かせない基本的な取り組みとして定められている施策

### ●重点施策

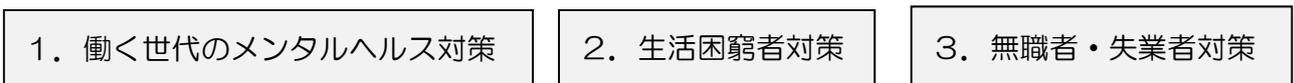
本町における自殺のハイリスク群とされる「勤務・経営」「生活困窮者」「無職」に焦点を絞った施策

## 4 生きる支援として推進する施策の体系

### ■基本施策



### ■重点施策



## 5 計画の推進体制

本計画における生きる支援に関する施策を効果的に推進するため、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、支援施策の実施状況の把握を行い、それに基づいて成果動向等を大山崎町において検証し、必要に応じて課題の整理と取組内容の見直しを行います。また、令和3年度には本計画の最終評価を行い、次期の計画策定に活かします。



# 第4章

## 生きる支援のための 取り組み



## 第4章 生きる支援のための取り組み

### 1 住民への啓発と周知の充実

自殺は、「誰にでも起こり得ること」であり、その要因は「個人の要因」だけではなく、「社会背景にも問題」があると、正しく理解することが重要です。

自殺に対する誤った認識・偏見を取り除き、様々な悩みや不安を抱えることで自殺の危機に陥った場合には、「助けを求める」ことが適当であるという考え方が社会全体の共通認識となるように啓発を行うことが必要です。

また、住民一人ひとりが、悩みや不安を抱えている人の存在に気づき、寄り添い、必要に応じて専門家に繋ぎ、見守るという自殺対策の役割を担えるよう、啓発を推進します。

#### 1) 施策や相談窓口に関する情報提供と周知

支援が必要な人に情報が届くよう、様々な機会を活かし、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及、生きる支援施策や相談窓口等の情報提供、周知を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
保健センター 施設管理	■生きることの包括的支援に関するチラシの配架や、ポスター掲示を行う等、保健センターのロビーを住民への啓発の場として活用します。	健康課
男女共同参画 推進事業	■男女共同参画に関する啓発において、相談先の情報を掲載し、リーフレットを配布したりすることで、住民に対する啓発の機会とします。	生涯学習課

#### 2) 様々な媒体を活用した広報・啓発活動

すべての住民が、自殺の危険を示すサインに気づき、早期発見・相談ができるよう、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
広報誌発行	■自殺対策の啓発として、生きる支援に関する各種事業等の情報を住民に提供します。「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなど、効果的な啓発を実施します。	政策総務課 健康課
人権擁護委員活動	■地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、悩みを抱えている方の相談を受けることで、適切な相談機関につなげるための地域の最初の窓口としての機能を担う活動を充実します。	政策総務課

## 2 自殺対策を支える人材育成

自殺対策にあたり、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱えている人に対する「気づき」が重要であり、「気づき」ができる人材育成を充実させる必要があります。そのため、町職員や関係機関だけでなく、住民にも各種講座や研修等の機会を設けます。

### 1) 人材育成のための研修の実施

地域で活動する住民等や町職員に対して、府が実施するゲートキーパー養成研修の参加等を促し、傾聴や寄り添う力を身につけ支援に関わる人材の確保と養成を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
ゲートキーパー養成研修 (府実施)	■生きることの包括的支援の担い手であるゲートキーパーの認知度を高める啓発を行い、府と連携しながら養成者を一人でも多く増やします。	健康課
	■子育て支援や各種窓口業務に従事する職員が、相談業務等にあたる中で、早期に問題を発見し、必要な支援に繋げるといふ、気づき役・繋ぎ役としての役割が担えるようゲートキーパー研修の受講を促進します。	関係各課

## 2) 地域の関係団体や一般住民を対象とした研修の実施

地域で活動する団体や住民等を対象に研修を行い、広く地域に生きる支援に関わる人材の確保と養成を図ります。

また、悩みを抱える人を支える関係者が精神的な負担を抱えたり孤立したりしないよう適切な支援を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
助け愛隊サポーター養成講座	■「助け愛隊サポーター」の養成講座を実施する中で、介護予防の知識や地域づくりの重要性について地域へ発信し、住民が助け合える地域づくりを目指します。	健康課
認知症サポーター養成講座	■地域住民に認知症当事者および家族への理解を得ることで孤立しがちな当事者や家族への精神的負担を軽減させる認知症サポーターを養成します。	健康課
小中連携事業	■小中連携会議で企画・立案し、小・中学校の円滑な接続、児童生徒の実態交流、授業実践力や生徒指導力の向上について、小中連携研修会、中学校での体験授業、小・中学校授業公開などを実施します。	学校教育課

## 3 生きることの促進要因の充実

自殺リスクは「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回った時に、高まると言われています。そのため、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させることが重要です。

「生きることの促進要因」を充実させるために、居場所づくり、生きがいづくり等を様々な分野で支援することを推進します。

### 1) こころの健康を保持するための支援

悩みを抱えている人が地域で孤立すること等を防ぐために、家庭・地域・各種関係団体等が連携して、こころの健康を保持する支援を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
町内会・自治会に関する事務	<p>■町内会・自治会の運営や活動への支援を進めるとともに、町内会長・自治会長会議などによる情報発信・情報共有を図ります。また、未加入者及び未組織地域への対応についても検討を進めます。</p>	政策総務課
介護者教室	<p>■在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識、技能を習得させるための教室を開催することで、家族等の負担軽減を図ります。家族等との接触を通じて異変を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	健康課
介護相談 障がい者相談	<p>■当事者及び家族等の擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	健康課 福祉課
後期高齢者健康診査事業（長寿健診） 特定健康診査事業 さんさん健康診査事業（30代の健診）	<p>■健康診査や保健指導の機会を活かし、必要時詳細な聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p> <p>また、「こころの体温計」の案内やメンタルヘルスチェックシートの配布等を行い、悩みを抱えている人の早期発見を目指します。</p>	健康課
がん検診事業	<p>■がん検診のお知らせや結果通知の機会を活かし、うつ病や自殺に関する正しい知識の普及を行い、早期相談・早期受診等を促し、自殺対策を推進します。</p>	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
マタニティ教室	<p>■妊婦に対して、妊娠中の不安軽減や、地域で孤立しないよう母親同士の交流や友達作りの場として、「マタニティ教室」を開催します。</p> <p>父親も参加できる場をつくり、相談できる環境を作りを検討します。</p> <p>また、産後うつについての内容及び相談先について、啓発・周知を図ります。</p>	健康課
赤ちゃん訪問 (乳児全戸訪問)	<p>■新生児期・乳幼児期に保健師が訪問し、母親の育児等の悩みの解消を図り、EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を記入してもらうことで、産後うつ等の状態を把握し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	健康課
健康講座・健康教室	<p>■生活習慣病予防をテーマにした教室の中で栄養、運動、休養を大切にすることがこころの健康にも繋がることの理解を促します。</p>	健康課
利用者支援事業(妊娠期)	<p>■妊娠届出時に保健師が本人や家族と面接及び育児支援チェックリスト、EPDS を活用し、精神的・身体的・社会的な問題について把握します。</p> <p>支援が必要な場合は相談の継続及び適切な機関に繋がります。</p>	健康課
乳幼児健康診査事業	<p>■産後うつや育児によるストレス等に対し、保健センターで行う乳幼児健康診査で保健師が相談を受け、必要な助言を行い、また支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	健康課
各種団体補助金事務	<p>■地域福祉に寄与する団体への補助金を支給し、健全な団体運営を図ることで複雑な問題を抱えている人への支援を行います。</p>	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
小中連携事業 (再掲)	■小中連携会議で企画・立案し、小・中学校の円滑な接続、児童生徒の実態交流、授業実践力や生徒指導力の向上について、小中連携研修会、中学校での体験授業、小・中学校授業公開などを実施します。(再掲)	学校教育課

## 2) 対象者の状況に応じた相談及び支援体制の充実

家庭関係や生活困窮、健康問題等自殺リスク要因の軽減や、生きることの促進要因につながる適切な支援を図ることができるよう、相談体制の充実・強化を推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
窓口相談・ 電話相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生きることの包括的支援の視点を持ち、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</li> <li>■問題の種類を問わず総合的に相談を受け、困難な状況に陥った方の情報を最初にキャッチできる窓口としての機能を充実します。</li> </ul>	関係各課
弁護士相談	■相談者が弁護士による法的な観点から助言を受けることができ、悩み解決の一助とするため、無料法律相談を年3回(予約制)実施します。	政策総務課
消費者相談事業	■特殊詐欺などの被害や多重債務など消費生活に関わる問題の相談窓口として、情報発信等の支援を行うとともに、相談員による消費生活相談を実施しており、今後も消費者支援を進めます。	経済環境課
葬祭費補助	■葬祭費の申請を行う方の中で、当事者の問題を察知した場合は適切な支援機関へと繋がります。	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
保険税・料の賦課、収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</li> </ul>	健康課 福祉課 上下水道課
保育料等納入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活上の様々な問題を抱えていたり、必要な支援に繋がっていない場合、督促業務の中でその状況の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</li> <li>■徴収業務に携わる中で、要支援者を発見した場合は適切な機関に繋がります。</li> </ul>	
水道料金徴収業務		
年金相談 介護相談 (再掲) 障がい者相談 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■受給者の質問や悩みなどの相談に応じ、将来に対する不安の軽減を図ります。</li> <li>■当事者及び家族等の擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課 福祉課
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■成年後見制度の利用に係る費用を助成し、判断能力の不十分な方を保護し、支援します。</li> </ul>	健康課
介護給付に関する事務 訓練等給付に関する事務 障がい児支援に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談を通じて本人や家族の負担軽減を図り、生きることの包括的支援として推進します。</li> <li>また、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</li> <li>■当事者の抱える様々な問題に気づき、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</li> </ul>	健康課 福祉課
利用者支援事業(妊娠期) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊娠届出時に保健師が本人や家族と面接及び育児支援チェックリスト、EPDS を活用し、精神的・身体的・社会的な問題について把握します。支援が必要な場合は相談の継続及び適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課
乳幼児健康診査(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産後うつや育児によるストレス等に対し、保健センターで行う乳幼児健康診査で保健師が相談を受け、必要な助言を行い、また支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
発達相談	■子どもの発達に関して発達相談員が相談を受け、保護者の育児負担や不安軽減を図ります。	健康課
出生届出時健康相談	■産後うつ予防のため、本人や家族に対し、相談窓口を知らせます。	健康課
育児教室・離乳教室	■生きることの包括的支援の視点を持ち、出産後の母子の健康増進などを目的し、「あそびの広場」「すくすく広場」「離乳教室（前期・後期）」等の各種教室を開催し、支援の充実を目指します。	健康課
からだところの健康相談	■保健センターを拠点に、相談できる場所を提供します。専門職が、心身の不調の解消に向けたアドバイスを行うことで、心身の健康の回復を目指します。また、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。	健康課
養育支援育児・家事援助事業	■子育てが困難な家族に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行いながら、家庭内の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。	福祉課
一時保育事業	■保護者の負担軽減を図る支援を通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。	福祉課
子育て短期支援事業	■児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童等について、児童福祉施設を利用する事業を行う中で、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>■子育て経験者と子育て中の人たちが会員になり、子育てと様々な社会生活が両立できるよう橋渡しをする「ファミリー・サポート・センター」の周知を進め、会員数と利用者のさらなる増加を目指し、地域での子育て相互援助活動の充実を図ります。</p>	福祉課
子育て支援医療費助成事業	<p>■医療費の助成をすることで、負担軽減を図るとともに、自殺リスクの早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>■医療費の助成時に、日常生活上で様々な困難や問題に直面している方に対し早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	
障がい者医療費助成事業	<p>■医療費の助成時に、日常生活上で様々な困難や問題に直面している方に対し早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	
児童育成支援手当支給事業	<p>■手当を支給することで、保護者の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減を進めます。</p>	福祉課
障害者手当等支給事務	<p>■手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活かし、問題の早期発見及び早期対応を行い、必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	
自立支援医療	<p>■支援医療の申請時に、当事者の抱える問題の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	福祉課
生活保護申請受付・支給事務	<p>■生活保護申請時において、過不足なく適切な聞き取りを行うことで福祉事務所である乙訓保健所が生活保護支給の可否を円滑に行えるようにするとともに、関係機関へ相談を引き継ぎ、申請者の不安の軽減を図ります。</p> <p>■当事者や家族の問題状況を把握し、乙訓保健所と情報共有し適切な支給事務を行い、経済的不安の軽減を図ります。また、支給事務を通じて生活状況の変化に関し乙訓保健所と情報共有し、当事者の不安の軽減を図ります。</p>	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
企業誘致促進事業	■企業誘致を促進することで、雇用機会の増加に向けた支援を実施します。	経済環境課

### 3) 居場所づくり

住民一人ひとりが地域で孤立することがないように、地域における交流の場、居場所づくりを推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
町内会・自治会に関する事務 (再掲)	■町内会・自治会の運営や活動への支援を進めるとともに、町内会長・自治会長会議などによる情報発信・情報共有を図ります。また、未加入者及び未組織地域への対応についても検討を進めます。(再掲)	政策総務課
施設等の有効活用に関する事務	■気軽に集える集会場所について、既存施設や町有地等の有効利用を含めて検討します。	政策総務課
認知症カフェ事業	■認知症の当事者やその家族が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設け、支援者相互の支えあいを推進します。	健康課
老人クラブ活動推進事業	■老人クラブを通して、高齢者同士の活動を行い、高齢者の生きがいづくりに貢献します。	健康課
老人福祉センター運営事業	■老人福祉センター長寿苑の利用を通じて、高齢者同士の交流を図ることで、高齢者の生きがいづくりに貢献します。	健康課
生きがい対策事業	■スポーツの機会の提供など高齢者同士の交流を支援することで、高齢者の健康と生きがいづくりに貢献します。	健康課
サークル活動	■サークル活動を、より地域に開かれたものにし、世代交流を促進していくために、多様な交流機会の確保に努めます。	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
地域介護予防活動支援事業	<p>■年齢や立場にかかわらず、だれもが参加でき、様々な人が地域で交流することのできる居場所づくりを図ります。</p>	健康課
シルバー人材センター運営補助	<p>■雇用の機会を提供することにより高齢者の生きがいがづくりに貢献します。</p>	健康課
育児教室・離乳教室（再掲）	<p>■生きることの包括的支援の視点を持ち、出産後の母子の健康増進などを旨し、「あそびの広場」「すくすく広場」「離乳教室（前期・後期）」等の各種教室・相談を開催し、支援の充実を目指します。（再掲）</p>	健康課
地域子育て支援拠点事業	<p>■保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺リスクを軽減するとともに、リスクのある保護者を発見し早期の対応に繋がります。</p>	福祉課
障がい者スポーツ事業	<p>■大山崎町障がい者スポーツ大会等の開催やニュースポーツの普及、参加しやすい環境づくりなどを通して、障がいがある人のスポーツ振興に取り組みます。</p>	福祉課
子育てサポートセンター事業	<p>■家庭保育の子どもとその保護者に保育所の園庭開放や行事に参加してもらい、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。また、子育て相談により、家庭内の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。</p>	各保育所
適応指導教室事業	<p>■町立小中学校に在籍する不登校児童生徒の自立を促し、学校への適応を図るため、適応指導教室「たけのこ教室」を週3回、中央公民館に設置します。 教室は、適応指導教室指導員、教育相談員（臨床心理士・社会福祉士）の専門職が従事し、必要に応じて支援を実施します。</p>	学校教育課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
特別支援教育の推進	<p>■教育支援委員会を設置するとともに、町内小中学校では、特別支援学級、通級指導教室などを設置し、特別支援教育、人権教育など一人ひとりを大切にした教育を推進し、その能力や可能性の伸長と実践的態度を育成する取組を推進します。</p>	学校教育課
スポーツイベント・スポーツ活動	<p>■定期的なスポーツイベント等を開催し、内容や種目等を検討しながら、親子や地域住民同士の交流を促進する機会づくりを促進します。</p> <p>■学校体育施設の有効利用を促進し、地域に根差したスポーツ活動の推進を目指します。</p>	生涯学習課
中央公民館施設管理	<p>■中央公民館で各種講座を開催するとともに、それらの周知・啓発を行い、新規受講者の増加に取り組めます。</p>	生涯学習課
放課後子ども教室	<p>■体験参加型の教室を開催し、地域の大人たちとふれあい・交流できる場を提供します。</p>	生涯学習課

#### 4) 自殺リスクを抱える人への支援や自殺を企図しにくい環境づくりの推進

自殺リスクを高める様々な問題に対して、包括的に支援するとともに、自殺を企図しにくい環境づくりを推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
職員研修（個別相談）	<p>■職員向けに産業医との個別相談（メンタルヘルス等）の機会を設け、病気にならない心作り、また初期の段階で処置するための環境を整えています。</p>	政策総務課
国民年金	<p>■国民年金に関する事務を通して、将来の生活設計や障がいを持った場合など、受給者の質問や悩みなどの相談に応じ、将来に対する不安の軽減を図ります。</p>	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
保険税・料の賦課、収納 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課 福祉課 上下水道課
保育料等納入促進事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活上の様々な問題を抱えていたり、必要な支援に繋がっていない場合、督促業務の中でその状況の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	
水道料金徴収業務 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■徴収業務に携わる中で、要支援者を発見した場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	
からだところの健康相談 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保健センターを拠点に、相談できる場所を提供します。専門職が、心身の不調の解消に向けたアドバイスを行うことで、心身の健康の回復を目指します。</li> <li>また、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課
介護給付に関する事務 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談を通じて本人や家族の負担軽減を図り、生きることの包括的支援として推進します。</li> <li>また、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> <li>■当事者の抱える様々な問題に気づき、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	健康課 福祉課
訓練等給付に関する事務 (再掲)		
障がい児支援に関する事務 (再掲)		
養育支援 育児・家事援助事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育てが困難な家族に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行いながら、家庭内の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。(再掲)</li> </ul>	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
一時保育事業 (再掲)	■保護者の負担軽減を図る支援を通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)	福祉課
子育て短期支援事業(再掲)	■児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童等について、児童福祉施設を利用する事業を行う中で、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。(再掲)	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	■子育て経験者と子育て中の人たちが会員になり、子育てと様々な社会生活が両立できるよう橋渡しをする「ファミリー・サポート・センター」の周知を進め、会員数と利用者のさらなる増加を目指し、地域での子育て相互援助活動の充実を図ります。(再掲)	福祉課
子育てサポートセンター事業 (再掲)	■家庭保育の子どもとその保護者に保育所の園庭開放や行事に参加してもらい、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。また、子育て相談により、家庭内の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要に応じて、適切な機関に繋がります。(再掲)	各保育所
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	■保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺リスクを軽減するとともに、リスクのある保護者を発見し早期の対応に繋がります。(再掲)	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
病児・病後児 保育事業	<p>■乳幼児や児童が病気またはケガで保育所や小学校に通えない期間、専用の保育室で保育を行うことを通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	福祉課
子育て支援医療費助成事業 ひとり親家庭医療費助成事業 障がい者医療費助成事業	<p>■医療費の助成をすることで、負担軽減を図るとともに、自殺リスクの早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p> <p>■医療費の助成時に、日常生活上で様々な困難や問題に直面している方に対し早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	福祉課
児童育成支援手当支給事業 (再掲) 障害者手当等支給事務 (再掲)	<p>■手当を支給することで、保護者の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減を進めます。(再掲)</p> <p>■手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活かし、問題の早期発見及び早期対応を行い、必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</p>	福祉課
保育の提供	<p>■日々の業務の中で保護者との関わりを持つことで、保育士が気づき役として自殺リスクのある保護者の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。</p>	福祉課 各保育所
自立支援医療 (再掲)	<p>■支援医療の申請時に、当事者の抱える問題の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。(再掲)</p>	福祉課
通学路安全推進会議	<p>■通学路における対策必要箇所の進捗状況の確認と新規対策必要箇所を選定(交通安全面、防犯面)し、関係者による合同点検を行い、対策必要箇所の現場確認を毎年実施しています。</p>	学校教育課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
いじめ問題への各種取組	<p>■町立小中学校では全校児童生徒を対象としたいじめ問題調査を行うほか、人権教育の学校の取組として、各校が人権学習集会、学年毎の人権学習などを行っています。</p>	学校教育課
いじめ防止対策推進委員会	<p>■学識経験者等の委員で構成される委員会を開催し、アンケート調査の結果報告をはじめ、個別事項に対する意見を聴取しています。</p>	学校教育課
適応指導教室事業（再掲）	<p>■町立小中学校に在籍する不登校児童生徒の自立を促し、学校への適応を図るため、適応指導教室「たけのこ教室」を週3回、中央公民館に設置します。 教室は、適応指導教室指導員、教育相談員（臨床心理士・社会福祉士）の専門職が従事し、必要に応じて支援を実施します。（再掲）</p>	学校教育課
特別支援教育の推進（再掲）	<p>■教育支援委員会を設置するとともに、町内小中学校では、特別支援学級、通級指導教室などを設置し、特別支援教育、人権教育など一人ひとりを大切にした教育を推進し、その能力や可能性の伸長と実践的態度を育成する取組を推進します。（再掲）</p>	学校教育課
人権教育	<p>■社会に根強く残存する差別を正しく受け止め、性別や年齢、障がいの有無や国籍等への人権侵害や同和問題といった各課題の知識や理解を深め、差別やいじめを許さない精神、態度を養います。</p>	生涯学習課
放課後子ども教室（再掲）	<p>■体験参加型の教室を開催し、地域の大人たちとふれあい・交流できる場を提供します。（再掲）</p>	生涯学習課

## 4 地域のネットワークの強化

自殺の背景には、経済問題・失業・いじめ・健康問題・家族問題・生活問題等、様々な問題が複雑に関係しています。自殺対策は関係機関、民間団体、学校、医療、福祉、地域住民等、お互いに連携を取りながら、協働していく必要があります。それぞれが各自の役割を理解したうえで、連携・協働の体制をつくり、地域のネットワークを構築することで自殺対策を効果的に推進します。

### 1) 地域におけるネットワークの構築

様々な分野で、関係機関や民間団体、地域のネットワークの充実を図り、生きることの包括的な支援を総合的に推進します。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
高齢者実態把握	■ 高齢者世帯や一人暮らしの実態を把握し、関係機関と情報を共有することで、孤独・孤立を防止します。	健康課
高齢者虐待防止	■ 本人及び家族等養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。 ■ 配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、関係機関と連携して家庭支援総合センター等に繋ぐことで、被害者を保護します。	健康課 福祉課 生涯学習課
障がい者虐待防止		
DV 対策		
介護保険事業 計画等策定事業	■ 自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることで、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	健康課 福祉課
障がい者基本 計画等策定事業		
地域福祉計画 策定事業		
地域包括支援 センター	■ 地域の高齢者が抱える問題や困難を抱える方の情報等を把握し、自殺対策のことを念頭に置いて、地域ケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係を強化し、地域資源の連動に繋がっていきます。	健康課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
要保護児童対策地域協議会	■虐待を受ける児童等の適切な保護・支援を図っていくために、関係機関と連携しながら早期発見と対応を行っていきます。	福祉課

## 2) 相談窓口間の連携

自殺の多くは、多様で複合的な問題を抱えており、これに対して適切な対応ができるよう、分野を超えた包括的な相談支援体制の充実を図ります。

事業名	主な取り組みの内容	関係課
人権擁護委員活動（再掲）	■地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、悩みを抱えている方の相談を受けることで、適切な相談機関につなげるための地域の最初の窓口としての機能を担う活動を充実します。（再掲）	政策総務課
犯罪被害者支援事業	■犯罪被害者の心のケア支援事業の充実・改善をはじめ、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等について取り組みを進めます。	政策総務課
こころの体温計	■町ホームページに「こころの体温計」を掲載し、こころの健康セルフチェック（メンタルヘルスチェック）が簡単に実施できる環境及び必要な相談窓口の情報を提供します。 また、ホームページのトップ画面にリンク先を掲載、通知物の封筒に「こころの体温計」のアクセス方法を掲載することで、幅広く周知を図り、心の不調の早期発見に繋がるよう努めます。	健康課
民生児童委員協議会	■悩みを抱えている方の相談を受けることで、適切な相談機関に繋げるための地域の最初の窓口としての機能を担えるよう活動を充実します。	福祉課

事業名	主な取り組みの内容	関係課
身体・知的障害者相談員設置事業	<p>■ 障害者相談員が、障がいのある方の悩みや相談に応じ必要な指導を行うとともに必要な場合には適切な支援先につなぐなど、関係機関との連携を図ることで当事者の不安の軽減を図ります。</p>	福祉課
DV 対策（再掲）	<p>■ 配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、関係機関と連携して家庭支援総合センター等に繋ぐことで、被害者を保護します。（再掲）</p>	生涯学習課



# 参考



## 参考 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二八法一一・一部改正）

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏ま

え、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国

民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条線下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

### 第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条線下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条線下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養<sup>かん</sup>等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に

付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

